

令和2年6月24日

**保護者の皆様へ**

## **令和2年7月以降の保育料について（お知らせ）**

日頃から、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。さて、令和2年7月以降の保育料については、以下の取扱いとなりますのでご確認をお願いします。

なお、現時点での取扱いのため、今後、変更になる可能性がありますのでご了承ください。

### **1 令和元年度までに入所していた児童**

7月以降は、登園の有無に関わらず1ヶ月分の保育料がかかります。

**※きょうだいの育児休業で登園していない場合も1ヶ月分の保育料がかかります。**

### **2 令和2年度に入所した児童**

#### **（1）育児休業から復帰予定の方**

市ホームページまたは個別に通知しました、令和2年6月19日付け「新型コロナウイルス感染症対策としての保育所等入所に際しての育児休業等の取扱いについて（第3報）」のとおり、利用開始日から保育料がかかります。

**※ならし保育や保護者都合によるスポット利用など、理由に関わらず登園した日が利用開始日となりますのでご注意ください。**

#### **（2）育児休業中以外の方**

7月以降は、登園の有無に関わらず1ヶ月分の保育料がかかります。

**【問い合わせ先】**

高津区役所児童家庭課

電話 044-861-3250